教育資料室だより

No.39　令和8年(2026).10.16

発行　桐生市教育資料室

桐生市小曽根町3－30（桐生市教育センター内）

電話　0277(46)6191

桐生の教育史をたどる

【教育令 その1】

以前16回にわたり連載した「学制」は、「徴兵令(軍事)」「地租改正(税制)」と並び、日本の近代化を図り、列強諸国に対抗するために実施された維新の三大改革といわれたもののーつでした。欧米の教育制度を模範とし、全国民の就学を目指すという壮大な構想のもと、明治政府は小学校の普及発達を図り、就学者もしだいに増加していきます。

しかし、この当時の日本の社会や経済は、急激な改革を受け入れるには、まだまだ困難な状況でした。学校を設立維持するための経費負担は、貧しい民衆には相当重く、欧米を模した新しい教育の考え方や履修内容に関しても、旧来の思想や社会意識から強い抵抗がありました。また西南戦争(明治10年＝1877)に費やした莫大な戦費の処理や自由民権運動の高まりへの対処といった社会環境や政治情勢の変化もあり、地域住民に過大な負担を強いる学制に不信感を抱き、不満を持つ人々も少なくありませんでした。

そこで文部省は、文部大輔田中不二麻呂を中心に学制の改革に着手します。その結果、教育内容や修業年限等についての基準を最小限とし、細部は各地方の裁量に任せるという教育の自由化へと大きく舵を切る78項からなる草案が上奏[資料1]されます。その後、太政官において審議修正され、元老院で修正された後、明治12年9月29日「教育令」が公布[要点＝資料2・全文＝資料3]されました。

これを受けて群馬県では、明治13年1月20日「教育令施行規程」を布達し、公私立学校の開設・改称、校舎新築・移転、連合町村組替、諸規則変換、教則の制定、校長教員の任免等の手続、学務委員の選出方法と職務、公立学校の維持方法を指示しています。

資料1　「日本教育令草案」上奏文

学制頒布以降茲二五閲年、教育ノ途漸ク闢ケ奎文ノ景象ヲ社会二現シシハ固ヨリ気運ノ然ラシムル所ト雖モ、畢竟其功ヲ学制ノカニ帰セザルコトヲ得ズ、顧フニ世ノ開明二赴クヤ、百般ノ事徒二株守ヲ用ヒズ、措置時二随フハ施政上闕ク可ラザルノ緊務タリ。今学制ノ条款二就キ反覆審査シテ之ヲ目下ノ情況二照シ、之ヲ将来ノ進度二測レバ、往往加除訂正ヲ要スベキモノアリ。於是乎臣等ノ嘗テ実験セシ所ヲ参シ、更二教育方法ノ要領七十八項ヲ掲出シ、且名称ノ妥当ナランコトヲ欲シ改メテ日本教育令ト題ス。因リテ草案一冊ヲ上奏シ謹デ進止ヲ取ル

☆『学制百年史』148ページから引用

教育令は、学制の中央集権的、画一的性格を改めて、地域の経済力や民意に応じた教育の実現を目指すもので、大きな特徴の一つは、学区(※1)の廃止です。つまり一区一校の学区制をなくし、地方の実情に即して町村ごと或いは数か町村の協議によって学校を設置できること、学校を設置できない場合は巡回授業による授業も可能としました。もう一つは、督学局(※2)・学区取締(※3)を廃止し、町村住民の選挙による「学務委員」が学校事務を管理するとしたことです。

〈教育令　次号へ続く〉

※1 学区の区分 全国を8大学区、大学区を32中学区、中学区を210小学区に分け、それぞれの学区に1校ずつ大学校・中学校・小学校をおく

○第一大区 東京府 神奈川県 埼玉県 入間県 木更津県 足柄県 印旛県 新治県 茨城県 群馬県 栃木県 宇都宮県 山梨県 静岡県 東京府に大学本部をおく

○中学区 およそ人口13万人に一中学校を想定

○小学区 およそ人口600人に一小学校

※2 督学局 大学区内の教育行政を監督する。督学は、本省の意向を奉じて地方官と協議し、大学区内の諸学校を監督し、教則の得失、生徒の進否等を検査し、これを論議改正することができる。(学制第十五章～十九章)

※3 学区取締 担当学区内の就学の督励・学校の設立・保護経費等、学事に関する一切の事務を担任する。各中学区に10乃至12,3名を任命し、各取締は小学区20乃至30名を分担し、これらを統轄指導する。その土地の名望家を選んで地方官が任命する。(学制第八章～十四章)

◆ 上記脚注は「資料室だよりNo.16 学制その8」を参照

☆参考 『群馬県教育史(第一巻 明治編 上巻)』『桐生市教育史(上巻)』『学制百年史』

資料2　教育令 要点

(1) 学制では8か年就学させることを原則としたが、教育令では、学齢期間中少なくとも16か月就学すべきものとした。(13条・14条)

(2) 公立小学校は8か年制を原則としたが、4か年まで短縮可能とし、毎年4か月以上授業すべきものとした。(16条)

(3) 学制では学校で教育を受けるものと定められていたが、教育令では学校に入らなくても、別に普通教育を受けるみちがあれば就学とみなすこととした。(17条)

(4) 学制では学区を設けて小学校を設置することとしていたが、教育令では町村ごとに、あるいは数町村が連合して公立小学校を設置すべきものと定めた。また私立小学校があれば別に公立小学校を設置しなくてもよいとした。(9条)

(5) 学校を設置する資力に乏しい地方では教員巡回の方法によることをも認めた。(18条)

(6) 学制では私立小学校の設置も認可を必要したが、教育令では府知事県令に届出ればよいこととした。(21条)

(7) 町村内の学校事務を幹理させるために、町村人民の選挙による学務委員を置くこととした。(10条)

(8) 小学校教則すなわち教育課程の全国的基準を定めず公立学校の教則は文部卿の認可、私立学校の教則は府県知事県令に届け出ることとした。(22・23条)

(9) 教則は、読書・習字・算術・歴史・修身の初歩を基本学科とし、このほか、土地の情況に応じて罫画・唱歌・体操を加え、また、物理・生理・博物等の大意を加え、特に女子には裁縫等を教授することができるようにした。(3条)

☆『学制百年史』171～172ページ 及び 『群馬県教育史(第一巻明治編 上巻)』429ページから引用し改変

資料3

教育令

（明治十二年九月二十九日太政官布告第四十号）

第一条　全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統摂ス故ニ学校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二条　学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校其他各種ノ学校トス

第三条　小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授タル所ニシテ其学科ヲ読書習字算術地理歴史修身等ノ初歩トス土地ノ情況ニ随ヒテ罫画唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

第四条　中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス

第五条　大学校ハ法学理学医学文学等ノ専門諸科ヲ授クル所トス

第六条　師範学校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七条　専門学校ハ専門一科ノ学術ヲ授クル所トス

第八条　以上掲クル所何ノ学校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ

第九条　各地方ニ於テハ毎町村或ハ数町村連合シテ公立小学校ヲ設置スヘシ但町村人民ノ公益タルヘキ私立小学校アルトキハ別ニ公立小学校ヲ設置セサルモ妨ケナシ

第十条　町村内ノ学校事務ヲ幹理セシメン力為ニ学務委員ヲ置クヘシ但人員ノ多寡給料ノ有無ハ其町村人民ノ選挙タルヘシ

第十一条　学務委員ハ其町村人民ノ選挙タルヘシ

第十二条　学務委員ハ府知事県令ノ監督ニ属シ児童ノ就学学校ノ設置保護等ノ事ヲ掌ルヘシ

第十三条　凡児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齢トス

第十四条　凡児童学齢間少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受クヘシ

第十五条　学齢児童ヲ就学セシムルハ父母及後見人等ノ責任タルヘシ但事故アリテ就学セシメサルモノハ其事由ヲ学務委員ニ陳述スヘシ

第十六条　公立小学校ニ於テハ八箇年ヲ以テ学期トス土地ノ便宜ニ因リテハ此学期ヲ縮ムルコトヲ得ヘシト雖モ四箇年ヨリ短クスヘカラス此四箇年ハ毎年授業スルコト必四箇月以上タルヘシ

第十七条　学校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノハ就学ト做スヘシ

第十八条　学校ヲ設置スルノ資カニ乏シキ地方ニ於テハ教員巡回ノ方法を設ケテ児童ヲ教授セシムルコトヲ得ヘシ

第十九条　学校ニ公立私立ノ別アリ地方税若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立学校トシ一人若クハ数人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立学校トス

第二十条　公立学校ヲ設置或ハ廃止セント欲スルモノハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

第二十一条　私立学校ヲ設置或ハ廃止スルモノハ府知事県令ニ開申スヘシ

第二十二条　公立学校ノ教則ハ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

第二十三条　私立学校ノ教則ハ府知事県令ニ開申スヘシ

第二十四条　公立学校ノ費用府県会ノ議定ニ係レルモノハ町村費ヨリ支弁スヘシ

第二十五条　町村費ヲ以テ設置保護スル学校ニ於テ補助ヲ地方税ニ要スルトキハ府県会ノ議定ヲ経テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘシ

第二十六条　公立学校ノ土地ハ免税タルヘシ

第二十七条　凡学事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

第二十八条　公立小学校ヲ補助センカ為ニ文部卿ヨリ毎年補助金ヲ各府県ニ配付スヘシ

第二十九条　府知事県令ハ文部卿ヨリ領収セシ補助金ヲ各公立小学校ニ配付スヘシ

第三十条　前年中授業四箇月ニ満タサリシ小学校ニハ補助金ヲ配付セサルヘシ

第三十一条　私立小学校タリト雖モ府知事県令ニ於テ其町村人民ノ公益タルコトヲ認ムルトキハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十二条　教員巡回ノ方法ヲ以テ教授セシムルコト一箇年四箇月以上ニ至ルノ町村ニハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十三条　各府県ニ於テハ便宜ニ随ヒテ公立師範学校ヲ設置スヘシ

第三十四条　公立師範学校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試験ノ後卒業証書ヲ与フヘシ

第三十五条　公立師範学校ハ本校ニ入学セサルモノト雖モ卒業証書ヲ請フモノアラハ其学業ヲ試験シ合格ノモノニハ卒業証書ヲ与フヘシ

第三十六条　公立師範学校ノ整備ヲ要センカ為ニ文部卿ヨリ補助金ヲ各府県ニ配付スルコトアルヘシ

第三十七条　教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ

第三十八条　公立小学校教員ハ師範学校ノ卒業証書ヲ得タルモノトス但師範学校ノ卒業証書ヲ得スト雖モ教員ニ相応セル学力ヲ有スルモノハ教員タルモ妨ケナシ

第三十九条　文部卿ハ時時吏員ヲ府県ニ発遣シ学事ノ実況ヲ巡視セシムヘシ

第四十条　公私学校ニ於テハ文部卿ヨリ発遣セル吏員ノ巡視ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十一条　府知事県令ハ管内学事ノ実状ヲ記載シテ毎年文部卿ニ申報スヘシ

第四十二条　凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス但小学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

第四十三条　凡学校ニ於テ授業料ヲ収ムルト収メサルトハ其便宜ニ任スヘシ

第四十四条　凡児童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タルモノニ非サレハ入学スルコトヲ得ス

第四十五条　伝染病ニ罹ルモノハ学校ニ出入スルコトヲ得ス

第四十六条　凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰殴チ或ハ縛スルノ類ヲ加フヘカラス

第四十七条　生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等其学校ニ来観スルコトヲ得ヘシ

資料３　**教育令**　　☆原文は縦書き 漢数字

（明治12年９月29日太政官布告第40号）

第1条 全国ノ教育事務ハ文都卿之ヲ統摂ス故ニ学校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第2条 学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校其他各種ノ学校トス

第3条 小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授タル所ニシテ其学科ヲ読書習字算術地理歴史修身等ノ初歩トス土地ノ情況ニ随ヒテ罫画唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

第4条 中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス

第5条 大学校ハ法学理学医学文学等ノ専門諸科ヲ授クル所トス

第6条 師範学校ハ教員ヲ養成スル所トス

第7条 専門学校ハ専門一科ノ学術ヲ授クル所トス

第8条 以上掲クル所何ノ学校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ

第9条 各地方ニ於テハ毎町村或ハ数町村連合シテ公立小学校ヲ設置スヘシ　但町村人民ノ公益タルヘキ私立小学校アルトキハ別ニ公立小学校ヲ設置セサルモ妨ケナシ

第10条 町村内ノ学校事務ヲ幹理セシメンカ為ニ学務委員ヲ置クヘシ 但人員ノ多寡給料ノ有無ハ其町村ノ適宜タルヘシ

第11条 学務委員ハ其町村人民ノ選挙タルヘシ

第12条 学務委員ハ府知事県令ノ監督ニ属シ児童ノ就学学校ノ設置保護等ノ事ヲ掌ルヘシ

第13条 凡児童六年ヨリ十四年ニ至ルハ箇年ヲ以テ学齢トス

第14条 凡児童学齢間少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受クヘシ

第15条 学齢児童ヲ就学セシムルハ父母及後見人等ノ責任タルヘシ 但事故アリテ就学セシメサルモノハ其事由ヲ学務委員ニ陳述スヘシ

第16条 公立小学校ニ於テハハ箇年ヲ以テ学期トス土地ノ便宜ニ因リテハ此学期ヲ縮ムルコトヲ得ヘシト雖モ四箇年ヨリ短クスヘカラス此四箇年ハ毎年授業スルコト必四箇月以上タルヘシ

第17条 学校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノハ就学ト做スヘシ

第18条 学校ヲ設置スルノ資カニ乏シキ地方ニ於テハ教員巡回ノ方法を設ケテ児童ヲ教授セシムルコトヲ得ヘシ

第19条 学校ニ公立私立ノ別アリ地方税若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立学校トシ一人若クハ数人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立学校トス

第20条 公立学校ヲ設置或ハ廃止セント欲スルモノハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

第21条 私立学校ヲ設置或ハ廃止スルモノハ府知事県令ニ開申スヘシ

第23条 私立学校ノ教則ハ府知事県令ニ開申スヘシ

第24条 公立学校ノ費用府県会ノ議定ニ係レルモノハ町村費ヨリ支弁スヘシ

第25条 町村費ヲ以テ設置保護スル学校ニ於テ補助ヲ地方税ニ要スルトキハ府県会ノ議定ヲ経テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘシ

第26条 公立学校ノ土地ハ免税タルヘシ

第27条 凡学事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

第28条 公立小学校ヲ補助センカ為ニ文部卿ヨリ毎年補助金ヲ各府県ニ配付スヘシ

第29条 府知事県令ハ文部卿ヨリ領収セシ補助金ヲ各公立小学校ニ配付スヘシ

第30条 前年中授業四箇月ニ満タサリシ小学校ニハ補助金ヲ配付セサルヘシ

第31条 私立小学校タリト雖モ府知事県令ニ於テ其町村人民ノ公益タルコトヲ認ムルトキハ補助金ヲ配付スルコトフ得ヘシ

第32条 教員巡回ノ方法ヲ以テ教授セシムルコトー箇年四箇月以上ニ至ルノ町村ニハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第33条 各府県ニ於テハ便宜ニ随ヒテ公立師範学校ヲ設置スヘシ

第34条 公立師範学校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試験ノ後卒業証書ヲ与フヘシ

第35条 公立師範学校ハ本校ニ入学セサルモノト雖モ卒業証書ヲ請フモノアラハ其学業ヲ試験シ合格ノモノニハ卒業証書ヲ与フヘシ

第36条 公立師範学校ノ整備ヲ要センカ為ニ文部卿ヨリ補助金ヲ各府県ニ配付スルコトアルヘシ

第37条 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ

第38条 公立小学校教員ハ師範学校ノ卒業証書ヲ得タルモノトス但師範学校ノ卒業証書ヲ得スト雖モ教員ニ相応セル学カヲ有スルモノハ教員タルモ妨ケナシ

第39条 文部卿ハ時時吏員ヲ府県ニ発遣シ学事ノ実況ヲ巡視セシムヘシ

第40条 公私学校ニ於テハ文部卿ヨリ発遣セル吏員ノ巡視ヲ拒ムコトヲ得ス

第41条 府知事県令ハ管内学事ノ実状ヲ記載シテ毎年文部卿ニ申報スヘシ

第42条 凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス但小学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

第43条 凡学校ニ於テ授業料ヲ収ムルト収メサルトハ其便宜ニ任スヘシ

第44条 凡児童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タルモノニ非サレハ入学スルコトヲ得ス

第45条 伝染病ニ罹ルモノハ学校ニ出入スルコトヲ得ス

第46条 凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰殴チ或ハ縛スルノ類ヲ加フヘカラス

第47条 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等其学校ニ来観スルコトヲ得ヘシ